

株 主 各 位

東京都豊島区南池袋一丁目10番13号
株式会社ETSホールディングス
取締役社長 加藤 慎 章

第107期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第107期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

書面又はインターネットにより議決権を事前に行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年12月22日（木曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月23日（金曜日）午前10時【受付 午前9時30分 開始】
2. 場 所 東京都新宿区大久保二丁目8番3号
東京都電設工業企業年金基金会館 2階 大会議室
(末尾記載の[株主総会会場ご案内図]をご参照ください。)

**株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。
何卒ご理解いただけますよう、お願い申し上げます。**

3. 目的事項
報告事項
 1. 第107期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第107期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://ets-holdings.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎ 当社は、法令及び定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://ets-holdings.co.jp/>）に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。
①事業報告の主要な事業内容、主要な事業所、業務の適正を確保するための体制

の整備に関する事項、業務の適正を確保するための体制の運用状況、株式会社の支配に関する基本方針②連結株主資本等変動計算書③連結計算書類の連結注記表④株主資本等変動計算書⑤計算書類の個別注記表
株主総会招集ご通知提供書面に記載されている事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

株主の皆様へ

新型コロナウイルス感染防止の対応について

新型コロナウイルス感染防止の観点から、当社では、以下の対応を実施させていただきますので、事情ご賢察のうえ、ご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 当社の対応について

本株主総会に出席する当社役員及び運営スタッフは、検温等を含め体調を確認したうえで参加いたします。また、マスク着用等の感染防止対策を十分にとったうえで対応させていただきます。

2. 株主様へのお願い

- ・感染による影響が大きいとされるご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠中の方、乳幼児をお連れの方は特に慎重なご判断をお願いいたします。

3. ご来場いただく株主様へのお願い

- ・ご来場いただく株主様におかれましては、当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用や会場入口でのアルコール消毒等の感染予防対策にご協力いただきますようお願い申し上げます。
- ・当日は、受付前に検温を実施し、37.5度以上の発熱が確認された場合は、ご入場をお断りすることがございますので、予めご了承ください。
- ・会場内は席の間隔を十分に広げて、座席数を減らす予定です。満席の場合は、ご入場をお断りすることがございますので、予めご了承ください。
- ・会場にて体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声がけをさせていただきますことがございますので、予めご了承ください。

今後の感染状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://ets-holdings.co.jp/>）でお知らせいたしますのでご確認ください。

議決権行使についてのご案内

5 ページ以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、議決権行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

議決権行使期限

2022年12月22日(木曜日)
午後5時45分到着分まで

インターネットによる議決権行使



次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご覧ください▶

議決権行使期限

2022年12月22日(木曜日)
午後5時45分まで

株主総会へ出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2022年12月23日(金曜日)
午前10時(受付開始: 午前9時30分)

議決権行使のお取扱いに関するご注意

- 議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛」の表示があったものとして取扱うこととさせていただきます。
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

ご不明な点は、株主名簿管理人である
三井住友信託銀行株式会社まで
お問い合わせください。

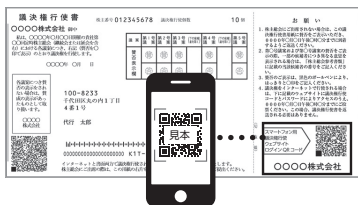
- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
電話番号 0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時~午後9時)
- (2) 上記以外の事項に関するお問い合わせ先
電話番号 0120-782-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時~午後5時(土・日・祝日を除く))

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

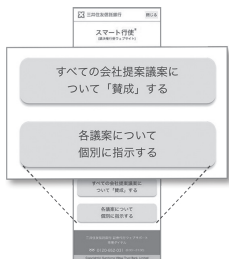
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

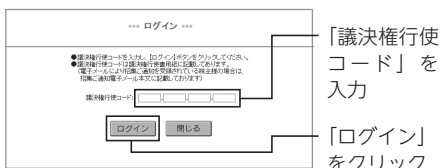
① ご注意

- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- ・インターネット等のご利用環境によっては、ご利用いただけない場合があります。

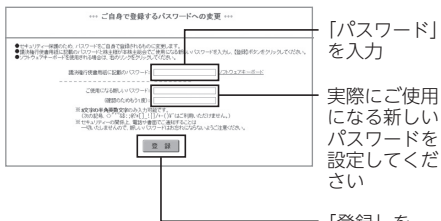
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への継続的な安定配当の実施と、競争力及び財務体質の強化に不可欠な内部留保の確保を勘案のうえ、業績及び経営環境に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては普通配当を5円とするとともに、2022年2月をもって当社が創業100周年を迎えたことを記念して、1株当たり2円の記念配当を加え、計7円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
：金銭といたします。
- (2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額
：当社普通株式1株につき金7円（普通配当5円/記念配当2円）
配当総額 44,582,601円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
：2022年12月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 本会社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p>1. <u>定款第15条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>2. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員8名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
1	カトウ ノリアキ 加藤 慎章 (1974年6月14日生) 《再任候補者》	2000年4月 中部電力株式会社 入社 2007年8月 日本GE株式会社 入社 2015年1月 同 ディレクター 2016年2月 ソネディックス・ジャパン株式会社 入社 2017年5月 同 ヴァイスプレジデント 2018年8月 GCLニューエナジー・ジャパン株式会社 入社 社 CEO (首席代表) 2020年9月 当社入社 営業本部長 兼 企画室長 2020年12月 代表取締役社長 (現任) 2021年9月 株式会社岩井工業所 代表取締役 (現任) 2021年12月 ユウキ産業株式会社 代表取締役 (現任) 2022年6月 中央電気建設株式会社 代表取締役 (現任) 2022年6月 株式会社電友社 代表取締役 (現任)	2,400株
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>加藤 慎章氏は、電力会社や再生可能エネルギー事業運営会社などでの豊富な経験を背景に、2020年12月より当社代表取締役として、事業拡大、業務改革等に手腕を発揮し、着実な成果を上げております。かかる実績をふまえ、引き続き取締役として適任と判断いたしました。</p>			
2	サカキハラ ノリアキ 榊原 範昭 (1955年8月17日生) 《再任候補者》	1978年4月 当社入社 外線部 工事課 1981年4月 大阪支社(現 関西営業所) 外線課 1991年4月 名古屋支社 (現 中部送電事業部) 電力課副長 1999年11月 名古屋支社 (現 中部送電事業部) 工事課長 2010年4月 名古屋支社 (現 中部送電事業部) 副支社長兼工事課長 2011年4月 仙台支社 (現 東北送電事業本部) 副支社長 2012年12月 執行役員 仙台支社長 2016年12月 取締役仙台送電事業部長 2017年12月 取締役東北送電事業本部長 2019年12月 取締役電力インフラ事業本部長兼東北送電事業本部付 2021年9月 株式会社岩井工業所 取締役 (現任) 2021年12月 常務取締役工事総括担当 (現任) 2022年6月 中央電気建設株式会社 取締役 (現任) 2022年6月 株式会社電友社 取締役 (現任)	4,600株
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>榊原 範昭氏は、当社入社以来、長年にわたり送電事業の業務に従事し、豊富な知識、経験を有しております。また、2016年からは当社取締役として、経営に携わっており、主に工事部門の業務効率化、及び安全を推進してまいりました。かかる実績をふまえ、引き続き取締役として適任と判断いたしました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
5	日下直 (1977年10月8日生) 《再任候補者》	2005年3月 株式会社ホップス 入社 2007年3月 アムス・インターナショナル株式会社 入社 2018年8月 同 取締役 総務人事部担当 2021年9月 当社入社 総務部長 2021年12月 取締役総務人事部長 (現任)	— 株
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>日下 直氏は、人事・労務管理部門での豊富な知識と経験を背景に、2021年12月より当社取締役として主に総務人事部門のマネジメントにおいて実績を重ねており、当社の成長戦略を推進するうえで、適切な役割を果たしております。かかる実績をふまえ、引き続き取締役として適任と判断いたしました。</p>			
6	上江洲剛 (1980年6月20日生) 《再任候補者》	2003年4月 アムス・インターナショナル株式会社 入社 2010年11月 アムス・エステート株式会社 出向 2017年11月 アムス・インターナショナル株式会社 賃貸事業部長 2018年8月 同 取締役 賃貸管理事業部担当 2021年12月 当社取締役DX推進部長 兼 チーフ・カイ ゼン・オフィサー (現任) 2022年8月 アムス・インターナショナル株式会社代表取 締役 (現任)	— 株
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>上江洲 剛氏は、長年にわたり賃貸管理会社で経営に携わっている経験と豊富な見識を背景に、2021年12月より当社取締役として主に業務DX化、業務改善の推進に手腕を発揮し、当社の業務効率向上を担っております。かかる実績をふまえ、引き続き取締役として適任と判断いたしました。</p>			

番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
7	フカサ マサユキ 若狭正幸 (1955年8月17日生) 《再任候補者》 社外取締役候補者	1978年4月 大蔵省(現財務省)入省 1983年7月 日田税務署長 1994年7月 東海財務局理財部長 1998年7月 関税局管理課長 2001年7月 理財局国有財産企画課長 2004年7月 札幌国税局長 2005年7月 仙台国税局長 2006年7月 関東信越国税局長 2008年7月 大阪国税局長 2009年8月 独立行政法人国立印刷局理事 2017年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社顧問 2019年6月 株式会社NTTカードソリューション監査役 2021年12月 当社社外取締役(現任)	— 株
		<p>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>若狭正幸氏を社外取締役候補者とした理由は、財務省に長年の間奉職された豊富な経験と識見に基づき、当社社外取締役として、当社経営に有益なご意見やご指摘をいただけることを期待したからであります。</p> <p>上記の豊富な経験と見識から、当社経営上有益な指摘や意見を独立した客観的立場からいただき、経営陣の監督に努めていただくことを期待しております。</p> <p>また、一般株主との利益相反の恐れはなく、独立役員の属性に適しており、一般株主の保護に資するとの考えから、当社は同氏を独立役員として届け出ており、引き続き独立役員とする予定であります。</p>	
8	フロカワ ヒロム 黒川弘務 (1957年2月8日生) 《再任候補者》 社外取締役候補者	1983年12月 検事任官 東京地方検察庁 2001年12月 法務省大臣官房司法法制部司法法制課長 2005年1月 法務省刑事局総務課長 2006年7月 法務省大臣官房秘書課長 2008年1月 法務省大臣官房審議官 2010年8月 松山地方検察庁検事正 2011年8月 法務省大臣官房長 2016年9月 法務省法務事務次官 2019年1月 東京高等検察庁検事長 2021年12月 当社社外取締役(現任) 2022年9月 株式会社ブートコミュニケーション社外取締役(現任)	— 株
		<p>■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>黒川弘務氏を社外取締役候補者とした理由は、検察庁、法務省に長年の間奉職し、豊富な経験と識見を有しており、当社社外取締役として、当社経営に有益なご意見やご指摘をいただけることを期待したからであります。</p> <p>上記の豊富な経験と見識から、当社経営上有益な指摘や意見を独立した客観的立場からいただき、経営陣の監督に努めていただくことを期待しております。</p> <p>同氏は、これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり検察庁、法務省で務められた経験を持ち、経営の監督とチェック機能の観点から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。</p> <p>また、一般株主との利益相反の恐れはなく、独立役員の属性に適しており、一般株主の保護に資するとの考えから、当社は同氏を独立役員として届け出ており、引き続き独立役員とする予定であります。</p>	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者若狭 正幸氏、黒川 弘務氏の2名は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者若狭 正幸氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 社外取締役候補者黒川 弘務氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、本議案において若狭 正幸氏、黒川 弘務氏の2名と会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。当社は、本議案において各氏が選任され就任した場合、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金及び訴訟費用は当該契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、若狭 正幸氏及び黒川 弘務氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役佐野 洋二氏、高橋 昭夫氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、小嶋 義政氏は、佐野 洋二氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位	所有する当社の 株式の数
コジマ ヨシマサ 小嶋 義政 (1952年5月5日生) 《新任候補者》 社外監査役候補者	1973年11月 警視庁 警察学校 入校 1974年11月 警視庁大塚警察署 1981年12月 同 捜査第四課 1987年3月 警視庁三鷹警察署 (捜査第四課兼務) 1995年2月 警視庁新宿警察署 (捜査第四課兼務) 2000年2月 警視庁月島警察署 2005年1月 警視庁四谷警察署 2010年9月 警視庁高輪警察署 2013年3月 警視庁 定年退職 2013年4月 アムス・インターナショナル株式会社顧問 2015年2月 同監査役	一 株
■社外監査役候補者とした理由 小嶋 義政氏を社外監査役候補者とした理由は、長年にわたり警視庁での勤務経験を有し、また賃貸管理会社においても長きにわたり常勤監査役を務められました。その豊富な経験と見識を背景に、社外監査役として、主にコンプライアンスの観点より、当社経営に有益なご意見やご指摘をいただけることを期待し、社外監査役として適任と判断いたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 監査役候補者小嶋 義政氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 当社は、本議案において小嶋 義政氏が選任され就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
 4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金及び訴訟費用は当該契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種や個々の感染症対策が進む一方、オミクロン株等の変異株の発生により未だ終息時期が見通せず、更にはロシア・ウクライナ情勢を主因とした原油高やサプライチェーンの世界的混乱による資材・食料等の不足、高騰などにより、国内景気の不透明感が高まりました。

当社が属する建設業界におきましては、公共投資が比較的堅調に推移しており、更には新型コロナウイルス感染症の影響により、Eコマースの普及が一層進み、物流設備などへの民間設備投資は増加の動きをみせております。

エネルギー業界においては、世界的な燃料価格の高騰、激甚化する自然災害、カーボンニュートラルに向けた取り組みなど多くの課題が残されております。

このような状況の中、当社グループは、足下の電力事業の効率化を図るとともに、成長戦略としてM&Aを積極的に行い、事業拡大に努めてまいりました。関西で配管工事、設備メンテナンスを担うユウキ産業株式会社、四国で送電線工事を担う中央電気建設株式会社、株式会社電友社を新たにグループに迎え入れ、連結対象子会社としております。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

【電気工事業】

(送電事業部門)

断続的な新型コロナウイルスへの対策が必要な状況下のもと、電力の安定供給を支える「エッセンシャルワーカー」の集団として、電力送配電各社のご指導の下、電力安定供給に貢献できるよう努めてまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルスの第6波、第7波と感染が拡大したこともあり、予定されていた工事が部分発注になるなど、影響を受け、受注高は27億6千9百万円となりました。売上高は工事中止等の影響により、30億2千2百万円となりました。

(設備事業部門)

設備事業においては、特別高圧変電所工事の受注に注力してまいりましたが、予定していた大型工事の受注時期がずれ込み、19億2千9百万円となりました。

売上高は大型工事案件が順調に推移した結果、26億3千8百万円となりました。

【建物管理・清掃業】

(建物管理・清掃事業部門)

建物管理・清掃業においては、第1四半期に買収したユウキ産業株式会社の連結への寄与があり、当連結会計年度の売上高は9億9千1百万円となりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の受注高は、46億9千8百万円（前連結会計年度比17.5%減）、売上高は66億8千8百万円（前連結会計年度比36.5%増）となりました。

また、利益については、営業利益2億6千6百万円（前連結会計年度比3.0%増）、経常利益2億6千3百万円（前連結会計年度比1.7%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は2億1千2百万円（前連結会計年度比21.4%増）となり増収増益となりました。

企業集団の受注高及び売上高

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度受注高	当連結会計年度売上高
電 気 工 事 業	4,698	5,660
建 物 管 理 ・ 清 掃 業	—	991
売 電 事 業	—	35
合 計	4,698	6,688

(注) 1. 当社グループでは、電気工事業以外は受注生産を行っておりません。

2. 事業区分間の取引については、相殺消去しております。

当社の受注高及び売上高

(単位：百万円)

区 分		前 事 業 年 度 繰 越 高	当 事 業 年 度 受 注 高	当 事 業 年 度 売 上 高	次 事 業 年 度 繰 越 高
電 気 工 事 業	送電事業部門	1,625	2,397	1,996	2,026
	設備事業部門	2,953	1,929	2,638	2,244
売 電 事 業		—	—	35	—
合 計		4,579	4,327	4,670	4,271

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、今後の成長戦略に向けた必要資金を用途として、長期借入金6億8千万円、短期借入金35億9千1百万円の調達を行いました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

- ア. 当社は、2021年12月1日にユウキ産業株式会社の全株式を取得し、100%子会社といたしました。
- イ. 当社は、2022年6月1日に、中央電気建設株式会社の全株式を取得し、100%子会社といたしました。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 104 期 (2019年 9月期)	第 105 期 (2020年 9月期)	第 106 期 (2021年 9月期)	第 107 期 (当連結会計年度) (2022年 9月期)
売 上 高	5,518	5,700	4,900	6,688
経 常 利 益	160	156	259	263
親会社株主に帰属する当期純利益	108	151	175	212
1 株当たり当期純利益	17.05円	23.83円	27.50円	33.40円
総 資 産	4,024	4,487	5,063	6,569
純 資 産	2,225	2,348	2,492	2,670

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

②当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 104 期 (2019年 9月期)	第 105 期 (2020年 9月期)	第 106 期 (2021年 9月期)	第 107 期 (当事業年度) (2022年 9月期)
受 注 高	5,802	4,051	5,694	4,327
売 上 高	4,665	5,025	4,316	4,670
経 常 利 益	154	149	188	99
当 期 純 利 益	104	146	134	53
1 株当たり当期純利益	16.41円	23.08円	21.17円	8.47円
総 資 産	3,956	4,429	4,622	5,446
純 資 産	2,257	2,376	2,480	2,499

- (注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

(6) 対処すべき課題

エネルギー業界は、2050年のカーボンニュートラル（脱炭素社会）の実現に向けた取り組み、国内の電力不足を背景に、新エネルギーと言われる太陽光、風力、バイオマス、水素などの設備投資がより一層熱を帯びてきております。当社グループは、引き続き主力事業の強化を図るとともに、関連する分野への挑戦、お客様のニーズにお応えできる事業展開を図ってまいります。

そのために各部門の対処すべき課題は以下のとおりです。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願いからお願い申し上げます。

① 送電事業部門

各送配電事業者は、電力広域的運営推進機関が策定した「高経年化設備更新ガイドライン」等に基づく設備保全対策、及び同機関が策定した「マスタープラン」に基づく広域連系整備計画の実施に向け、多くの工事が想定されます。当社もこれまで以上に各送配電事業社へ貢献できるように、人材確保に努めております。そのなかで、「働き方改革」に取り組み、労働環境の改善に努め「4週8休」の実現に努めてまいります。また、全社一丸となって災害防止に取り組み、労働災害0を目指しております。将来に向け、人材育成等技術継承と高度な技術水準を維持向上により競争力のある事業部門としてなお一層の努力を続けてまいります。

② 設備事業部門

国主導による「GX（グリーントランスフォーメーション）」が推し進められており、当社も屋根上太陽光発電設備工事事業並びに風力発電設備工事事業等へ注力し、脱炭素化社会へ貢献できる事業を当社の主力事業とし、更なる事業強化を図っております。

そのために設計から施工までに一貫した提案型技術営業に注力し、事業拡大に努め、より強い企業として更なる成長に努めてまいります。

③ 建物管理・清掃事業部門

マンション管理事業につきましては、居住者の高齢化、建物の高経年化が一層進む中、管理業務に対する要望も多様化してきております。マンション管理の運営におけるデジタル化を推進し、管理組合の負担軽減を目指します。また、今後も計画的な長期修繕及び設備改修の提案等、居住者の方へ充実したサービスの提供を行うための人材育成、仕組み作りなどを通じ、事業強化を図ってまいります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

親会社等	属性	親会社等の議決権所有割合	主要な事業内容
アムス・インターナショナル株式会社	親会社	29.21%	サブリース事業
徳原榮輔	—	14.12%	—
株式会社カンナリゾートヴィラ	—	4.71%	旅館業
ホテルズ株式会社	—	4.71%	旅館業
ハウス建装株式会社	—	4.71%	建設業
アムスホテル館山株式会社	—	4.71%	旅館業

- (注) 1.親会社等の議決権所有割合の計算は、2022年9月30日時点の自己株式63個を除いた総議決権数63,658個を用い、小数点第3位以下を切り捨てております。
 2.当社子会社である株式会社東京管理は、通常の商取引により親会社より建物維持管理を受託しております。

アムス・インターナショナル株式会社の所有する当社議決権の割合が29.21%、及び共同保有者である同社代表取締役を務める徳原榮輔氏の所有する当社議決権の割合が14.12%、徳原榮輔氏が代表取締役を務める株式会社カンナリゾートヴィラの所有する当社議決権の割合が4.71%、徳原榮輔氏の二親等内の親族が代表取締役を務めるホテルズ株式会社の所有する当社議決権の割合が4.71%、アムス・インターナショナル株式会社の100%出資会社のハウス建装株式会社が4.71%、同じく100%出資会社のアムスホテル館山株式会社が4.71%、合計で当社議決権の割合が62.18%となり、当社の親会社に該当することになります。

アムス・インターナショナル株式会社は、サブリース事業、不動産流通事業を営んでおります。なお、当社は同社との間に事業活動上の重要な取引はありません。

② 重要な子会社の状況

当社の重要な子会社は、次の5社であります。

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社東京管理	30百万円	100%	建物管理・清掃業
株式会社岩井工業所	40百万円	100%	電気工事業・電気通信工事業
ユウキ産業株式会社	10百万円	100%	設備工事・配管工事業
中央電気建設株式会社	20百万円	100%	電気工事業・電気通信工事業
株式会社電友社	20百万円	100%	電気工事業・電気通信工事業

- (注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
 2. 株式会社電友社は、中央電気建設株式会社の100%子会社であり、当社が中央電気建設株式会社を通じて間接的に議決権を保有しております。

③ 重要な企業結合の成果

当社の企業集団は、上記②記載の連結子会社5社であります。当連結会計年度の売上高は66億8千8百万円（前連結会計年度比36.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億1千2百万円（前連結会計年度比21.4%増）となりました。

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数 (2022年9月30日現在)

従業員数	前連結会計年度末比
244名	増 56名

- (注) 1. 従業員数には、非常勤顧問(1名)は含んでおりません。
2. 従業員数増加の主な理由は、連結子会社の増加によるものです。

② 当社の従業員数 (2022年9月30日現在)

区分	従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
男性	134名	増 9名	36.71才	7.70年
女性	16	減 1	40.94	7.31
合計又は平均	150	増 8	36.93	7.61

- (注) 1. 従業員数には、非常勤顧問(1名)は含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数は、非常勤顧問(1名)及び常勤嘱託(11名)を含んでおりません。

(9) 主要な借入先 (2022年9月30日現在)

借入先	借入残高
株式会社日本政策金融公庫	339百万円
三井住友信託銀行株式会社	220百万円
株式会社 きらぼし銀行	205百万円
株式会社 千葉銀行	200百万円
株式会社 香川銀行	186百万円
株式会社 徳島大正銀行	110百万円
株式会社 三井住友銀行	100百万円
株式会社 八十二銀行	59百万円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年9月30日現在)

株式に関する事項

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 19,500,000 株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 6,375,284 株 |
| (3) 株主数 | 8,148 名 |

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
アムス・インターナショナル株式会社	1,859,600	29.19
徳 原 榮 輔	899,200	14.11
アムスホテル館山株式会社	300,000	4.71
株式会社カンナリゾートヴィラ	300,000	4.71
ハウス建築株式会社	300,000	4.71
ホテルズ株式会社	300,000	4.71
阿 曾 康 弘	37,300	0.58
柴 田 克 之	36,000	0.56
N K K ス イ ッ チ ズ 株 式 会 社	31,400	0.49
齋 賀 裕 樹	31,000	0.48

(注) 表中の持株比率の計算は、2022年9月30日時点の自己株式数6,341株を株を除いた総株式数6,368,943株を用い、小数点第3位以下を切り捨てております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 株式会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他の新株予約権等の状況

名称	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名
新株予約権の数	3,000個
新株予約権の行使時の払込金	1株あたり774円
新株予約権の行使期間	2025年1月1日から2031年1月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 774円 資本組入額 387円
新株予約権の行使の条件	2024年9月期から2026年9月期までのいずれかの期において営業利益が500百万円を超過した場合
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社取締役会の決議による承認を要する

名称	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名
新株予約権の数	2,000個
新株予約権の行使時の払込金	1株あたり723円
新株予約権の行使期間	2026年1月1日から2032年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 723円 資本組入額 362円
新株予約権の行使の条件	2025年9月期から2027年9月期までのいずれかの期において営業利益が600百万円を超過した場合
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は不可とする

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2022年9月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	加藤 慎 章	株式会社岩井工業所 代表取締役 ユウキ産業株式会社 代表取締役 中央電気建設株式会社 代表取締役 株式会社電友社 代表取締役
常務取締役	神原 範 昭	工事総括担当 株式会社岩井工業所 取締役 中央電気建設株式会社 取締役 株式会社電友社 取締役
取 締 役	小 島 康 壽	渉外・SDGs・脱炭素化推進担当 株式会社河合楽器製作所 顧問 日本原子力発電株式会社 参与
取 締 役	姫 野 泰 光	経営企画室長兼管理部長 ユウキ産業株式会社 取締役
取 締 役	日 下 直	総務人事部長
取 締 役	上 江 洲 剛	DX推進部長兼チーフ・カイゼン・オフィサー アムス・インターナショナル株式会社 代表取締役
取 締 役	若 狭 正 幸	なし
取 締 役	黒 川 弘 務	株式会社ブートコミュニケーション 社外取締役
常勤監査役	吉 野 寛 記	株式会社東京管理 監査役 株式会社岩井工業所 監査役 ユウキ産業株式会社 監査役 アムス・インターナショナル株式会社 監査役
監 査 役	佐 野 洋 二	MOS合同法律事務所 株式会社西銀座デパート 社外監査役
監 査 役	高 橋 昭 夫	KMS 税理士事務所
監 査 役	石 原 毅	なし

- (注) 1. 2021年12月24日開催の第106期定時株主総会において取締役小島 康壽氏、取締役姫野 泰光氏、取締役日下 直氏、取締役上江洲 剛氏、取締役若狭 正幸氏、取締役黒川 弘務氏、監査役石原 毅氏が新たに選任され、就任いたしました。
2. 2021年12月24日開催の第106期定時株主総会終結の時をもって取締役宮沢 忠彦氏、取締役山本 修三氏は任期満了により退任いたしました。
3. 監査役佐藤 隆氏は、2021年12月23日付で辞任いたしました。
4. 取締役若狭 正幸、黒川 弘務の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役佐野 洋二、高橋 昭夫、石原 毅の各氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 当社は取締役若狭 正幸氏、取締役黒川 弘務氏、監査役佐野 洋二氏、監査役高橋 昭夫氏及び監査役石原 毅氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に独立役員届出書を提出しております。
7. 監査役佐野 洋二氏は弁護士の資格を有し、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査役高橋 昭夫氏は税理士の資格を有し、会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役でない取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金および訴訟費用は、当該契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および当社子会社役員を含む全役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようするための措置として、被保険者による任務懈怠につき悪意または重大な過失がある場合の損害賠償金等については、補填の対象外としております。当社は、当該保険契約を1年ごとに更新しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1. 基本方針

当社の取締役報酬については、金銭で支給する「基本報酬」のみで構成し、当社の経営理念である、「建設業界を通じて社会に貢献する企業を目指す」を實踐し、当社の持続的な企業価値向上を担う人材を確保するために適正な水準とします。

2. 役員報酬の内容

(基本報酬)

基本報酬については、株主総会で選任された時点での当社事業の実績及び見通し、各役員を担当する職務、責任、業績、貢献度等を総合的に勘案し、適切な水準の報酬額を決定するものとします。

(業績連動型報酬)

当社では定めておりません。

(株式報酬等の非金銭的報酬)

当社では定めておりません。

3. 報酬の交付時期

役員報酬は、年額を12等分し月例で支払うものとします。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

当社は取締役会で取締役の個人別の報酬等の決定方針を決定するとともに、その方針に基づき、報酬の限度額の範囲内で取締役会から授権を受けた代表取締役社長が決定するものとします。株主総会で承認された報酬の限度内で決定することにより、株主の皆様の監視が働く仕組みとなっております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

1993年12月22日開催の第78期定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額を月額1,700万円以内、監査役の報酬限度額を月額170万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役は10名、監査役は1名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当該事業年度においては、2021年12月24日の取締役会において各取締役の報酬等の額についての決定が代表取締役加藤 慎章氏に一任されております。当該委任を行う理由は、取締役の業績を踏まえて、適時・適切な個人別報酬の内容を決定するためです。代表取締役は決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその決定を尊重しており、その決定内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬 等	非金銭報酬 等	
取締役 (うち 社外 取締役)	42,597 (7,200)	42,597 (7,200)	—	—	9 (4)
監査役 (うち 社外 監査役)	12,037 (5,355)	12,037 (5,355)	—	—	5 (3)

(注) 1.期末在籍の役員的人数は、取締役8名(社外取締役2名含む)及び監査役4名(社外監査役3名含む)であります。

2.期末在籍の使用者兼務取締役3名を含む当事業年度に在任していた使用者兼務取締役4名の使用者給与額は15,108千円であり、上記一覧表の「報酬等の総額」には含めておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況
取締役	若狭 正幸	なし
取締役	黒川 弘務	株式会社ブートコミュニケーション 社外取締役
監査役	佐野 洋二	MOS 合同法律事務所 株式会社西銀座デパート 社外監査役
監査役	高橋 昭夫	KMS 税理士事務所
監査役	石原 毅	なし

- (注) 1.当社とMOS 合同法律事務所とは事業上の取引はありません。
 2.当社と株式会社西銀座デパートとは事業上の取引はありません。
 3.当社とKMS 税理士事務所とは事業上の取引はありません。
 4.当社と株式会社ブートコミュニケーションとは事業上の取引はありません。

② 特定関係事業者との関係 特記すべき事項はありません。

③ 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	若狭 正幸	社外取締役就任後に開催された取締役会11回全てに出席し、豊富な経験と見識を活かし、独立役員として中立の見地から様々な提言を行っています。
取締役	黒川 弘務	社外取締役就任後に開催された取締役会11回全てに出席し、豊富な経験と見識を活かし、独立役員として中立の見地から様々な提言を行っています。
監査役	佐野 洋二	当該事業年度開催取締役会全14回中13回に出席しております。また、当該事業年度開催監査役会8回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っています。
監査役	高橋 昭夫	当該事業年度開催取締役会14回全てに出席しております。また、当該事業年度開催監査役会8回全てに出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っています。
監査役	石原 毅	社外監査役就任後に開催された取締役会11回、監査役会5回全てに出席し、豊富な経験と見識を活かし、独立役員として中立の見地からの発言を行っています。

④ 当社の報酬等の額及び当社の親会社等又は当社親会社等の子会社から当該事業年度の役員として受けた報酬等の額

	人数	報酬等の額	親会社等又は当該親会社等の子会社からの役員報酬等の額
社外役員の報酬等の総額	7名	12,555千円	— 千円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人グラヴィタス

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他財産上の利益の合計額	17,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

③ 監査役会は会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当であることを確認のうえ、報酬等を同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

~~~~~  
(注) この事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部              |                  | 負 債 の 部                  |                  |
|----------------------|------------------|--------------------------|------------------|
| 科 目                  | 金 額              | 科 目                      | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>4,999,532</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>2,762,588</b> |
| 現 金 預 金              | 2,481,706        | 工 事 未 払 金                | 1,102,956        |
| 受取手形・完成工事未収入金及び契約資産  | 1,809,536        | 短 期 借 入 金                | 691,000          |
| 預 け 金                | 172,000          | 1年内償還予定の社債               | 7,000            |
| 未 成 工 事 支 出 金        | 403,947          | 1年内返済予定の長期借入金            | 291,371          |
| そ の 他                | 159,488          | 短 期 リ ー ス 債 務            | 19,143           |
| 貸 倒 引 当 金            | △27,145          | 未 払 法 人 税 等              | 68,650           |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>1,570,356</b> | 未 払 消 費 税 等              | 169,999          |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>1,318,735</b> | 契 約 負 債                  | 188,436          |
| 建 物 ・ 構 築 物          | 178,635          | 賞 与 引 当 金                | 14,529           |
| 機 械 ・ 運 搬 具          | 502,797          | 完 成 工 事 補 償 引 当 金        | 160              |
| 工 具 器 具 ・ 備 品        | 41,949           | そ の 他                    | 209,341          |
| 土 地                  | 499,095          | <b>固 定 負 債</b>           | <b>1,137,166</b> |
| リ ー ス 資 産            | 96,257           | 社 債                      | 34,500           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>29,768</b>    | 長 期 借 入 金                | 906,909          |
| の れ ん                | 24,479           | 長 期 リ ー ス 債 務            | 84,525           |
| そ の 他                | 5,289            | 資 産 除 去 債 務              | 37,976           |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>221,852</b>   | 再評価に係る繰延税金負債             | 6,163            |
| 投 資 有 価 証 券          | 87,386           | 繰 延 税 金 負 債              | 764              |
| 保 険 積 立 金            | 43,813           | 退 職 給 付 に 係 る 負 債        | 64,199           |
| 繰 延 税 金 資 産          | 10,239           | そ の 他                    | 2,128            |
| そ の 他                | 81,434           | <b>負 債 合 計</b>           | <b>3,899,755</b> |
| 貸 倒 引 当 金            | △1,021           | <b>純 資 産 の 部</b>         |                  |
|                      |                  | 株 主 資 本                  | 2,845,421        |
|                      |                  | 資 本 金                    | 989,669          |
|                      |                  | 資 本 剰 余 金                | 763,694          |
|                      |                  | 利 益 剰 余 金                | 1,094,063        |
|                      |                  | 自 己 株 式                  | △2,006           |
|                      |                  | その他の包括利益累計額              | △176,387         |
|                      |                  | その他有価証券評価差額金             | △222             |
|                      |                  | 土 地 再 評 価 差 額 金          | △176,165         |
|                      |                  | 新 株 予 約 権                | 1,100            |
|                      |                  | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>2,670,133</b> |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>6,569,889</b> | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>6,569,889</b> |

## 連結損益計算書

(2021年10月1日から  
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 金 額       |
|-----------------|-----------|-----------|
| 売 上 高           |           |           |
| 完成工事高           | 5,660,525 |           |
| 売電事業収入          | 35,958    |           |
| 不動産管理売上高        | 991,923   | 6,688,406 |
| 売 上 原 価         |           |           |
| 完成工事原価          | 4,638,074 |           |
| 売電事業原価          | 56,215    |           |
| 不動産管理売上原価       | 680,679   | 5,374,968 |
| 売 上 総 利 益       |           |           |
| 完成工事総利益         | 1,022,450 |           |
| 売電事業総損失(△)      | △20,256   |           |
| 不動産管理売上総利益      | 311,243   | 1,313,437 |
| 販売費及び一般管理費      |           | 1,046,936 |
| 営業利益            |           | 266,500   |
| 営業外収益           |           |           |
| 受取利息            | 2,333     |           |
| 受取配当金           | 1,123     |           |
| 助成金収入           | 8,398     |           |
| 補助金収入           | 1,020     |           |
| 保険解約返戻金         | 3,657     |           |
| 匿名組合投資利益        | 2,800     |           |
| 受取地代            | 3,610     |           |
| その他             | 12,595    | 35,539    |
| 営業外費用           |           |           |
| 支払利息            | 20,386    |           |
| 保険解約損           | 13,824    |           |
| その他             | 4,144     | 38,355    |
| 経常利益            |           | 263,684   |
| 特 別 利 益         |           |           |
| 固定資産売却益         | 12,474    |           |
| 新株予約権戻入益        | 3,600     |           |
| 負のれん発生益         | 66,839    | 82,914    |
| 特 別 損 失         |           |           |
| 固定資産除却損         | 0         |           |
| 創業100周年記念事業費用   | 1,456     | 1,456     |
| 税金等調整前当期純利益     |           | 345,142   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 95,492    |           |
| 法人税等調整額         | 36,925    | 132,417   |
| 当期純利益           |           | 212,724   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |           | 212,724   |

# 貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部             |                  | 負 債 の 部          |                  |
|---------------------|------------------|------------------|------------------|
| 科 目                 | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
| <b>流動資産</b>         | <b>3,267,352</b> | <b>流動負債</b>      | <b>2,139,927</b> |
| 現金預金                | 1,323,634        | 工事未払金            | 849,637          |
| 受取手形・完成工事未収入金及び契約資産 | 1,452,637        | 短期借入金            | 691,000          |
| 未成工事支出金             | 192,013          | 1年内返済予定の長期借入金    | 224,448          |
| 預け金                 | 172,000          | 契約負債             | 66,566           |
| 未収入金                | 74,181           | 短期リース債務          | 15,428           |
| その他                 | 79,913           | 未払法人税等           | 58,174           |
| 貸倒引当金               | △27,026          | 未払消費税等           | 150,012          |
| <b>固定資産</b>         | <b>2,178,992</b> | 未払費用             | 2,054            |
| <b>有形固定資産</b>       | <b>1,043,386</b> | 預り金              | 14,783           |
| 建物・構築物              | 68,532           | 賞与引当金            | 14,529           |
| 機械・運搬具              | 491,320          | 完成工事補償引当金        | 160              |
| 工具器具・備品             | 26,121           | その他              | 53,133           |
| 土地                  | 369,409          | <b>固定負債</b>      | <b>807,343</b>   |
| リース資産               | 88,002           | 長期借入金            | 625,650          |
| <b>無形固定資産</b>       | <b>2,826</b>     | 長期リース債務          | 79,720           |
| 電話加入権               | 437              | 退職給付引当金          | 57,372           |
| ソフトウェア              | 2,389            | 資産除去債務           | 37,976           |
| <b>投資その他の資産</b>     | <b>1,132,779</b> | 再評価に係る繰延税金負債     | 6,163            |
| 投資有価証券              | 79,997           | その他              | 460              |
| 関係会社株式              | 1,013,425        | <b>負債合計</b>      | <b>2,947,270</b> |
| 繰延税金資産              | 4,887            | <b>純資産の部</b>     |                  |
| その他                 | 34,469           | <b>株主資本</b>      | <b>2,674,139</b> |
|                     |                  | 資本金              | 989,669          |
|                     |                  | 資本剰余金            | 763,694          |
|                     |                  | 資本準備金            | 247,417          |
|                     |                  | その他資本剰余金         | 516,277          |
|                     |                  | 利益剰余金            | 922,781          |
|                     |                  | その他利益剰余金         | 922,781          |
|                     |                  | 繰越利益剰余金          | 922,781          |
|                     |                  | 自己株式             | △2,006           |
|                     |                  | 評価・換算差額等         | △176,165         |
|                     |                  | 土地再評価差額金         | △176,165         |
|                     |                  | 新株予約権            | 1,100            |
|                     |                  | <b>純資産合計</b>     | <b>2,499,074</b> |
| <b>資産合計</b>         | <b>5,446,345</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>5,446,345</b> |

# 損 益 計 算 書

(2021年10月1日から  
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目               | 金         | 額         |
|-------------------|-----------|-----------|
| <b>売 上 高</b>      |           |           |
| 完成工事高             | 4,634,881 |           |
| 売電事業収入            | 35,958    | 4,670,840 |
| <b>売 上 原 価</b>    |           |           |
| 完成工事原価            | 3,916,384 |           |
| 売電事業原価            | 56,215    | 3,972,599 |
| <b>売 上 総 利 益</b>  |           |           |
| 完成工事総利益           | 718,497   |           |
| 売電事業総損失(△)        | △20,256   | 698,240   |
| <b>販売費及び一般管理費</b> |           | 591,028   |
| <b>営 業 利 益</b>    |           | 107,211   |
| <b>営 業 外 収 益</b>  |           |           |
| 受取利息配当金           | 2,145     |           |
| 助成金収入             | 2,418     |           |
| 補助金収入             | 1,020     |           |
| 受取地代              | 2,760     |           |
| その他の              | 2,949     | 11,293    |
| <b>営 業 外 費 用</b>  |           |           |
| 支払利息              | 17,553    |           |
| その他の              | 1,127     | 18,680    |
| <b>経 常 利 益</b>    |           | 99,824    |
| <b>特 別 利 益</b>    |           |           |
| 新株予約権戻入益          | 3,600     | 3,600     |
| <b>特 別 損 失</b>    |           |           |
| 創業100周年記念事業費用     | 1,456     | 1,456     |
| <b>税引前当期純利益</b>   |           | 101,968   |
| 法人税、住民税及び事業税      | 11,550    |           |
| 法人税等調整額           | 36,472    | 48,022    |
| <b>当 期 純 利 益</b>  |           | 53,945    |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年11月21日

株式会社 E T S ホールディングス  
取締役会 御中

監査法人グラヴィタス

京都府京都市

指定社員 公認会計士 藤本 良治  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 飯田 一紀  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ETSホールディングスの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ETSホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任はその他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年11月21日

株式会社 E T S ホールディングス  
取締役会 御中

監査法人 グラヴィタス

京都府京都市

指定社員 公認会計士 藤本 良治  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 飯田 一紀  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ETSホールディングスの2021年10月1日から2022年9月30日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任はその他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人グラヴィタスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人グラヴィタスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月24日

株式会社 E T S ホールディングス 監査役会

|       |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 吉 | 野 | 寛 | 記 |
| 社外監査役 | 佐 | 野 | 洋 | 二 |
| 社外監査役 | 高 | 橋 | 昭 | 夫 |
| 社外監査役 | 石 | 原 | 毅 |   |

以上

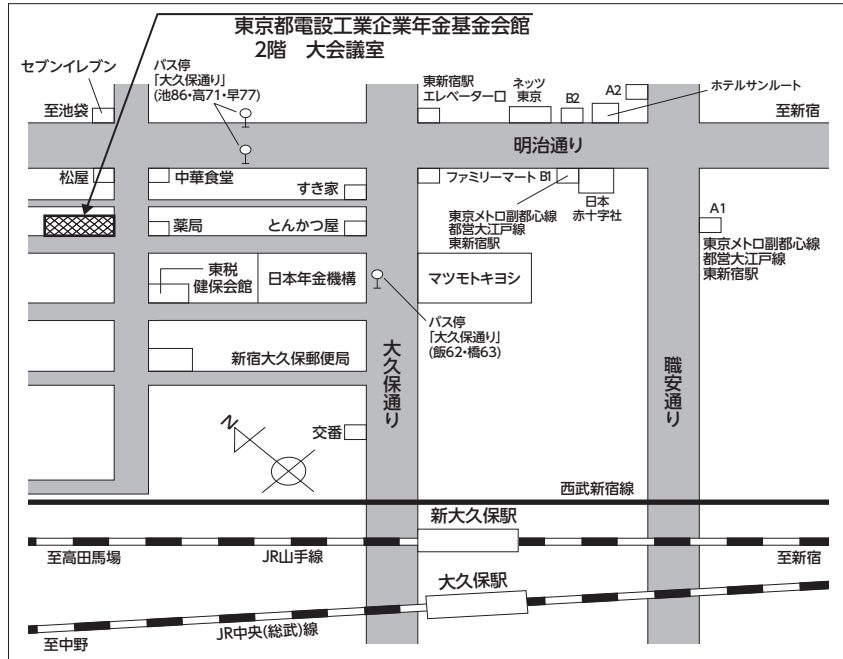




# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区大久保二丁目8番3号

東京都電設工業企業年金基金会館 2階 大会議室



## 交通

- JR山手線「新大久保駅」下車、徒歩10分  
都営大江戸線「東新宿駅」下車、徒歩10分 (A1・A2)  
東京メトロ副都心線「東新宿駅」下車、徒歩5分 (B1・B2・エレベーター)  
※A・Bは地下で通じております。
- 都バス：池86 (渋谷駅東口⇄池袋駅東口) 大久保通り下車、徒歩1分  
早77 (新宿駅西口⇄早稻田) 大久保通り下車、徒歩1分  
高71 (高田馬場⇄九段下) 大久保通り下車、徒歩1分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。